

別添 1

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局 その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上 関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待 の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止の ための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援の ための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための 措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2～4 略

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止 並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するのための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

○具体的内容

① 障害者虐待の早期発見、通報（第 6、16 条）

② 障害福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害福祉施設従事者等の研修を実施する。（第 15 条）

③ 障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は 当該
障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及び その家族から
の苦情の処理の体制を整備する。(第 15 条)

④ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講 ず
る。(第 15 条)

⑤ 障害者福祉施設従事者等が、第 16 条第一項の規定による通報をしたこ とを
理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(第 16 条)